

令和2年 年末の交通安全県民運動 実施要綱

1 期間

令和2年12月1日（火）～12月10日（木）

2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、各種行事に積極的に参加するなど、交通安全意識を高めて交通事故防止に努めましょう。
- (2) 関係機関団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、効果的に推進するとともに、その効果が運動終了後も持続されるよう努めましょう。
- (3) 本運動の実施にあたって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動に努めましょう。

4 運動の重点

(1) 子どもと高齢者の交通事故防止

交通事故死者数全体の約半数を占める高齢者と、次代を担う子どものかけがえのない命を、道路における危険から守ることが重要であり、社会全体で交通事故から守りましょう。

特に、視認性が低下し、重大事故の多発が懸念される夕暮れ時と夜間の交通事故を防止しましょう。

高齢運転者の方は、加齢に伴う身体機能の変化等を理解して安全運転を心掛けましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 子ども・高齢者・障がい者等に対する歩行者保護を意識した運転をするとともに、常に危険を予測した運転で交通事故防止に努めましょう。
- (イ) 夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯と、ハイビーム・ロービームのこまめな切り替えを心掛けましょう。
- (ウ) 通学路・未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路等においては、速度を落とし、特に交差点で右左折する際は、進行する先に歩行者がいないか、しっかり安全確認をしましょう。
- (エ) 70歳以上の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化等（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努

めましょう。また、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している自動車に対する思いやり運転に努めましょう。

(オ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、被害軽減自動ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）への乗換えや、後付け安全運転支援装置の取り付けについて積極的に検討しましょう。

(カ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。

(キ) 自転車利用者は、「自転車安全利用五則」※1を守りましょう。

二人乗り、並進、自転車乗用中の傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等が、自分や周囲に対していかに危険を及ぼすかを自覚し、「危険な運転」は絶対にやめましょう。

(ク) 「運転中のスマートフォン等の使用」はやめましょう。

イ 家庭等で…

(ア) 夕暮れ時から夜間にかけて徒歩や自転車で外出する際は、明るい服装を心掛け、反射材を着用し、自転車にあってはライトを点灯させるよう呼び掛けましょう。

(イ) 身近で起きた交通事故について、家族で話し合い、歩行者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

(ウ) 年齢を重ねると身体機能は変化をします。悲惨な交通事故の当事者となる前に、運転免許証の自主返納等について家族等と話し合いましょう。また、運転免許電話相談窓口「#8080（ハレバレ）」も活用しましょう。

(エ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、サポカーへの乗換えや、後付け安全運転支援装置の取り付けについて家族等と話し合いましょう。

(オ) 子どもの通学路や行動範囲を子どもとともに歩き危険な場所を把握し、安全な通行方法について家庭においても指導しましょう。

(カ) 保護者等は子どもを自転車に乗車させる際は、正しくヘルメットをかぶらせましょう。

(キ) 特に子どもに対しては、信号機を守ることや、一時停止標識のある場所や一時停止標識等のない見通しの悪い交差点では、一時停止するよう具体的な危険性を交えて指導しましょう。

ウ 職場・学校等で…

(ア) 通学路・未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路等を通行する場合や、運転中に子ども・高齢者・障がい者等を見かけたら、速度を控える等、保護意識を持った運転をするよう繰り返し指導しましょう。

(イ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識を高揚させましょう。

※1

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間は、ライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(2) 横断歩道における歩行者優先の徹底

ドライバーは横断歩行者の有無に注意して、横断歩道における歩行者優先を徹底し、歩行者は付近に横断歩道がある場合は、横断歩道を利用する等して、交通事故を防止しましょう。

推進事項

ア 運転者は…

(ア) 横断歩道の歩行者優先は法令で定められています。「周りが止まらないから止まらない」「自分が止まる事で追突されるかもしれない」等の理由で止まらないという自分本位の考え方を捨て、周囲の状況を適切に判断した上で、「立ち止まっている歩行者への思いやり」の気持ちで止まりましょう。

(イ) 横断歩道の手前では横断者の有無に注意し、歩行者優先を徹底しましょう。

(ウ) 横断歩道の道路標識や道路標示を見落とさないようにしましょう。

イ 歩行者は…

(ア) 歩行者は、横断歩道の通行、横断禁止場所での横断禁止、走行車両の直前直後の横断禁止、信号遵守等、歩行者自身の交通ルールを守りましょう。

(イ) 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化等を認識し、道路横断時は横断歩道を利用する等、自身の交通事故防止に努めましょう。

ウ 家庭等で…

(ア) 身近で起きた交通事故について、家族で話し合い、歩行者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践、反射材の着用を習慣づけましょう。

(イ) 「まもってくれてありがとう運動」※2を推進しましょう。

エ 職場・学校等で…

(ア) 横断歩道は、歩行者優先であることを指導し、歩行者に対する思いやりのある運転を推進しましょう。

(イ) 「まもってくれてありがとう運動」※2を推進しましょう。

(ウ) 学校等においては「自転車安全利用五則」※1に則った、児童・生徒への自転車教育を推進しましょう。

(エ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識を高揚させましょう。

※2

「まもってくれてありがとう運動」とは・・・

児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。

また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

(3) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

令和元年中の県内における交通死亡事故では、自動車乗車中の交通事故死者 29 人のうち、17 人がシートベルトを着用していませんでした。（うち 12 人はシートベルトを着用していれば、助かったと推定されています。）

万が一、事故に遭ったときの被害を軽減させるためにも、全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

また、6 歳未満の幼児を乗車させる際はチャイルドシートの着用が義務付けられています。

推進事項

ア 運転者等は…

(ア) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出から自分の命を守りましょう。

(イ) 幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

イ 家庭等で…

(ア) 交通安全に関する各種行事等の機会をとらえ、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について話し合い、意識の高揚に努めましょう。

ウ 職場・学校等で…

(ア) 従業員に対し、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について繰り返し指導し、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。

(イ) 高速乗合バス、貸切バス及びタクシー等の事業者は、乗客に対して全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底しましょう。

(ウ) 児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の必要性、着用効果を理解させ、車に乗車するときは、着用するよう繰り返し指導しましょう。

【参考】

区 分		死者数 (人)	構成率 (%)
交通事故死者 (A)		75	—
自動車乗車中の死者 (B)		29	38.7 B/A
シートベルトの状況	着用 (C)	11	37.9 C/B
	非着用 (D)	17	58.6 D/B
	不明 (E)	1	3.5 E/B

○自動車乗車中の死者及びシートベルト着用状況・・・令和元年中

※非着用者(D)17人のうち12人は、シートベルトを着用していれば助かったと推定されています。

(4) 飲酒運転等の根絶

三重県では、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」により、飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診義務が課せられています。県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って社会全体で飲酒運転を根絶させましょう。

また、悪質で危険な妨害運転（いわゆる「あおり運転」）※3を根絶させましょう。

推進事項

ア 運転者は…

(ア) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。

(イ) 酒類が出ることが予想される会合等には、車を運転して出かけないようにしましょう。

飲酒の際はバス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業等を利用しましょう。

(ウ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があることを自覚しましょう。

(エ) 悪質で危険な飲酒運転や妨害運転は絶対にやめましょう。

イ 家庭等で…

(ア) 家庭においても飲酒運転等の危険性や責任の重大さ等を話し合い、「飲酒運転や妨害運転を絶対に許さない環境づくり」に努めましょう。

ウ 職場・学校等で…

(ア) 交通事故被害者等の声を反映した教育や、飲酒運転、妨害運転等の悪質性・危険性を理解させる研修等を実施し、職場や学校が一体となって「飲酒運転や妨害運転を絶対に許さない環境づくり」を行いましょう。

(イ) 職場においてトップ自らが声を上げ、飲酒運転による交通事故の実態及び、悪質性・危険性についての指導を徹底しましょう。

(ウ) 点呼時におけるアルコール検知器の使用等により、飲酒運転の未然防止に努めましょう。

- (エ) 飲酒が予想される会合等には、帰宅方法を確認するなどして飲酒運転を防止しましょう。
- (オ) 「ハンドルキーパー運動」※4 を推進しましょう。

※3 妨害運転罪

道路交通法改正（令和2年6月30日施行）により、妨害運転に対する罰則等が創設されました。

他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行った場合、最大で懲役3年の刑に処せられるほか、著しい交通の危険を生じさせた場合、最大で懲役5年の刑に処せられるとともに、妨害運転をした者は運転免許の取消処分の対象となります。

※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律も改正され、危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加されました。（令和2年7月2日施行）

妨害運転のような悪質・危険な運転により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等にも当たる場合があります、さらに厳罰に処せられることがあります。

※4

「ハンドルキーパー運動」とは・・・

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

【参考】

○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反行為		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

- 35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）
- 25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）
- 13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

〔車両提供罪〕

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〔酒類提供罪・同乗罪〕

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

別記

1 交通安全意識の高揚

職場・学校等の各施設の館内放送が利用できる場合は、これら設備を活用して、従業員や来客者、生徒など広く県民に広報し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

2 夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動

令和2年10月1日（木）～令和2年12月31日（木）

推進事項

- (1) 夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯（自動車、オートバイ、自転車）
- (2) 反射材の着用促進（歩行者、自転車利用者）

3 12月1日（火）は「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」

三重県飲酒運転0をめざす条例では、毎年12月1日を「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」と定めています。家庭や学校、職場において飲酒運転防止意識を高め、社会全体で飲酒運転0をめざしましょう。

4 毎月11日は「交通安全の日」及び「横断歩道“SOS”の日」

県民の皆さんの交通安全意識を高めるため、毎月11日を「交通安全の日」と定め、交通安全活動を推進するとともに、三重県警察は毎月11日を「横断歩道“SOS”の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通指導、広報啓発活動等を重点的に行う日としました。

5 毎月15日は「高齢者の交通安全の日」

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月15日を「高齢者の交通安全の日」（セーフティー・シルバー・デー）（S・Sデー）と定め、高齢者の交通事故防止を図ります。

6 毎月第一月曜日は「自転車安全対策強化日」

自転車に関連する交通事故を防止するため、毎月第一月曜日を「自転車安全対策強化日」セーフティー・バイシクル・デー（S・Bデー）と定め、自転車の安全利用の推進を図ります。

7 三重県交通安全県民運動スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重 ～気持ち良い 運転マナーの 美し国～

8 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 三重県交通安全協会
- 7 三重県自家用自動車協会
- 8 三重県安全運転管理協議会
- 9 三重県トラック協会
- 10 三重県タクシー協会
- 11 三重県自動車整備振興会
- 12 三重県指定自動車教習所協会
- 13 三重県老人クラブ連合会
- 14 三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事業所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合連合会
- 32 全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 三重県建設業協会
- 34 津銀行協会
- 35 四日市銀行協会
- 36 三重交通株式会社
- 37 三岐鉄道株式会社
- 38 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 39 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 40 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部

- 4 1 西日本旅客鉄道株式会社亀山鉄道部
- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 三重県生命保険協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 三重県医師会
- 5 4 三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合
- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 三重県社会福祉協議会
- 8 2 三重県母子寡婦福祉連合会

- 8 3 三重県障害者団体連合会
 - 8 4 三重県私学総連合会
 - 8 5 三重県農業協同組合中央会
 - 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
 - 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
 - 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
 - 9 0 三重県新生活運動推進協議会
 - 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
 - 9 2 三重県建築士会
 - 9 3 三重弁護士会
 - 9 4 三重県人権擁護委員連合会
 - 9 5 三重県交通安全母の会連合会
 - 9 6 三重県観光連盟
 - 9 7 三重県警備業協会
 - 9 8 三重県交通遺児を励ます会
 - 9 9 三重県電気工事業工業組合
 - 1 0 0 三重断酒新生会
 - 1 0 1 三重県小売酒販組合連合会
 - 1 0 2 伊勢新聞社
 - 1 0 3 産経新聞社津支局
 - 1 0 4 中日新聞三重総局
 - 1 0 5 共同通信津支局
 - 1 0 6 時事通信津支局
 - 1 0 7 中部経済新聞三重支社
 - 1 0 8 朝日新聞津総局
 - 1 0 9 毎日新聞津支局
 - 1 1 0 読売新聞津支局
 - 1 1 1 日本経済新聞津支局
 - 1 1 2 日刊工業新聞三重支局
 - 1 1 3 NHK津放送局
 - 1 1 4 CBC三重支社
 - 1 1 5 東海テレビ三重支社
 - 1 1 6 東海ラジオ三重支局
 - 1 1 7 三重テレビ放送
 - 1 1 8 名古屋テレビ（メーテレ）三重支社
 - 1 1 9 中京テレビ三重支局
 - 1 2 0 三重エフエム放送
 - 1 2 1 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
 - 1 2 2 三重県遊技業協同組合
- (以上 122 推進機関・団体 順不同)